

元祖滅後法難記録發見に關して

井川定慶

一 緒 言

イ、時代の趨勢 名にし負ふ平安王朝の泰平に酔ひ、教界も亦安逸を貪り沈滞にして世はおしなべて眠れり。時に政界は一開展し潑瀨たる武家の新時代を造り出せる鎌倉初期において、佛教にては新宗派の興隆すべき氣運は彌々熟し來たれり。

この時に當り元祖の念佛宗宣傳教化は献身的にして、且時機相應と教義の精髓に心服せる門下は白熱的に弘通せしかば上御一人を始め奉り權門勢家に信仰を得て宮中の御出入あると同時に他面武家平民下賤にも尊まれ世を擧げて念佛宗の勢力範圍となれり。

これを羨望し且は嫉妬心より從來の舊勢力をなした佛教家は念佛弘宣を妨碍し進みて迫害を加へ、事に托して停止の勅令を仰ぎしも、一門は愈々熱心に其の念佛他力易行の宗風を擧揚し益々堅固なる團體を組織し、その隆昌なる到底舊佛教の當るどころにあらず。されば專横なる南都北嶺の僧團何ぞ黙々として看過す可けんや。

彼等は幾度か專修念佛の不法を呼はり朝廷に迫りて停止の宣旨を仰ぎしこと一
ならず。中に就きて温和に濟みしこともありとはいへ、嗷訴の儘に停止の宣下あり
しことも度多くその都度うけたる法難は痛烈なるものなりき。

□、研究の動機 予が研究の立場より近年此の種の方面の材料を蒐集して居つた折
もをり、石井教道師が叡山無動寺谷の寶庫より「一向專修停止事山門奏狀
宣下等」なる珍ら
しい物を持ち歸られ、一本を座右に具ふべく寫本さるゝのを手傳ひがてら研究せし
に、從來知られざる材料少からざりしが故に、興味を持ちて益々研究を進め行くうち
に出來上りしもの即ち此の一文なり。

尙附記すべきは、此の書は石井師が無動寺寶庫の目錄にて發見し、庫主の拜借方を
依頼されしとき已に大屋徳城師が借覽し居られし故に、庫主の許しを得て更に大屋
師に交渉して持ち歸られしものなり。故に大屋氏の如き蓋し深き研究も已に出來
上り居るならむも、此の小文を綴る前へ師の高説を承る機械を得ざりし事は遺憾な
り。

左に便宜上其の條々を抄録せんに、

延曆寺三千大衆法師等誠惶誠恐謹言

請被蒙 天裁停止一向專修濫行子細狀

1 一、不可以彌陀念佛別建宗事

2 一、一向專修黨類向背神明不當事

3 一、一向專修倭漢例不快事

4 一、捨諸教修行而專念彌陀佛廣行流布時 來至事

5 一、一向專修輩背經逆師事

6 一、可被停止一向專修濫惡興隆護國諸宗事

(各條下詳しく説明あれど今は省く)

以前條々言上如件(乃至)望請 恩哉被停止一專修興隆八宗教行者佛法王法成萬
歲之昌榮天神地神致一朝之靜謐衆徒等不堪法滅之悲誠惶誠恐謹言

貞應三年五月十七日

都維那法橋上人位定尊

寺 主法橋上人位良印

上 座法橋上人位仁昇

此日被上奏

宣旨

專修念佛事 停廢 宣下重疊之上偷尙興行之條更非云家之所知食偏有司之怠慢
早任先符可被禁遏其上於衆徒之蜂起者宜令加制止給者依 天氣言上如件信盛頓
首恐惶謹言

六月二十九日

左衛門權佐信盛奉

進上 天台座主大僧正御房 政所

追言上

不知實名兵衛入道事。不日可被尋仰關東之由其沙汰候也重頓首謹言

專修念佛事 勅答之趣綸旨如此不日可令披露山上給者 和尙御氣色如此仍執達
如件

六月二十九日

權 大 僧 都

執當法印御房

被綸言備專修念佛之行者諸宗衰微之基也。因茲代々之間頻被降嚴旨殊所加禁遏
也。而頃年又稱有興行山門令訴申之間任先符可令停止之由被仰下先了。其上且
爲禦佛法之陵夷且依優衆徒之鬱訴以謂根本隆寬成覺空阿彌陀佛等可令虔其身於
遠流之由不日所被宣下也於余黨者尋披其在所永可被追却帝土也此上早慰愁訴可

停蜂起之旨不廻時刻可有御下知候者綸言如此悉之賴隆誠恐謹言

七月五日酉刻

右中辨賴隆奉

進上 天台座主大僧正御房 政所

追言

兵衛入道不知實名事 任衆徒奏聞之趣被仰遣關東候隨其狀可有左右候此由

同可有御下知候重恐惶謹言

專修念佛事 綸旨如此不廻時刻可令披露于三塔給者依 和尚御房御氣色執達如

件

七月五日戌刻

權大僧都

執當法印御房

右の如く一冊に延べ書きにせり。さて其の山門奏狀は貞應三年五月十七日と明記せしも其餘の宣旨執達狀には年號を缺く。故に總てが同冊に書き列らねたる上へに、月次が五月十七日に奏狀、六月二十九日宣下、七月五日重ねて綸旨といふ順に書いてあるから恰も同一年の出來事の如く一往は見ゆるも、果して此れ貞應三年の法難なりや。否やは深き考證を要す。

ところが群書類従第三輯職事輔任の中の藤原頼隆の條下によりて考ふるに、元仁元年十月十六日に右少辨、嘉祿元年四月從四位下に叙せられたるのみにて未だ右中辨にあらず。されば、終りの七月五日の綸言は貞應三年には非ずして、後年のものなり。然るに同職事輔任百四十九頁に右中辨從四位上藤原隆、廿五嘉祿二年十二月十六日補とあり。故に上に示す七月五日の綸旨は嘉祿三年以後のものなることを知る可きなり。而して前掲の通り其内容は隆寛成覺空阿彌陀佛等遠流の事なれば、諸記録に徴して嘉祿三年の者となすは妥當にして、其の前の六月二十九日宣下左衛門權佐信盛奉も同年なることを決定すべきなり。(詳しくは本論に考證す)

されば今回發見の山門奏狀宣下等の一冊は、貞應と嘉祿の二法難を合せ書けるものなり。

二本論

第一段、貞應の法難 勅修御傳第四十二に、

上人の没後、順徳院の御宇、建保、後堀河院の御宇、貞應、嘉祿、四條院の御宇、天福、延應、たびたび一向專修停止の勅をくださるゝ事ありしかども、嚴制するのやすく、興行

どどまりがたくして、遺弟の化導都鄙にあまねく、念佛のこゑ洋々として耳にみり。

さて、建保貞應嘉祿天福延應の法難を列擧して、嘉祿三年大谷墳墓一件の大法難をのみ稍詳細に傳ふるも、他は載せず、義山上人の翼賛も亦、嘉祿法難を追補し、天福二年(文暦元年)の法難に言及するも、貞應の法難に至りては全く缺けり。又諸書諸記録を漁るも餘り見當らず。而して宗史學者もこれを研鑽せしことを聞かず。貞應の法難記事として從來知られたるは、歴代皇紀に、

八月五日專修念佛者禁制事宜下頭右大辨頭賴資奉行 其詞有衰老制誠延喜符勾云々

と見へ居たるのみなりき。然るに今回發見せし無動寺寫記錄(前掲貞應三年五月十七日山門奏狀文)は、實にこの八月五日念佛者申禁宣下の原因にして、貞應法難の前後を得し者といふべし。然しこの宣下ありて後に、誰彼の處罰ありたるかは、記録に見へざるなり、けれども此等の念佛停止が疑つて嘉祿三年の大鐵槌を下して門徒の流謫の素地をなせしことは、嘉祿三年六月二十九日宣旨に、「專修念佛停廢 宣下重疊之上、偷尙興行之時」といひ、同七月五日綸旨に、「代々之間頻被降嚴旨」と述べたる

は、積怨をはらす爲に、隆寛成覺を遠流せしむる様に解せらるなり。茲に一言しおく可きは、日蓮遺文録の念佛者追放勸文狀(正元元年日編)の奏狀篇に山門奏狀云として擧げたる丈は、年月日を缺くと雖その内容合致せり。

されども、其の篇首に、取詮注之委、在廣本とありて、前掲無動寺本に對照せば、奏狀(2)と、(3)の大部をあげ、首尾を缺けり、然る代りに、

山門奏狀取詮如此、又大和莊法印俊範、實地房法印宗源、同房永尊、暨者後云僧都等爲對並題者治源空門徒各々述仔細其文在廣本、又諸宗明德面々作書破選擇集對治專修書籍傳世矣。

と結尾せり。或は廣本を得ば、更に貞應法難の經緯を詳知することを得と思ひ、日蓮宗に廣本傳らざるかを田中巳之助氏宛に紹介せしところ、同執事よりの返書に、今なほ見當らざる由を報せり。然れば貞應三年(元仁元年)の法難事實としては此れより更に詳しきことを知る能はず。けれども余はこゝにこの研究事業の副産物として宗史上一事實を突きとめたり。

第二段 十六門記の作者

從來元祖傳記の信憑すべきものゝ中に、黒谷源空上人傳世に十六門ありといふあり。安居院沙

門釋 聖覺記と傳ふるも、この十六門記の内容年代より推して全部が聖覺記に非らざることは、望月信享師著淨土教之研究中、元祖傳記につきての内に論せられて、後人の追記せしものかと結ばれたり。此れ實に尤もの説である。予が贊成する所以は、貞應法難の文書に依てなり。即ち貞應五年三月十七日三千大衆法師等集りて念佛停止の決議文を奏上し、八月五日申禁宣下の間において、聖覺は如何になし居りしか、之を華頂要略に就て伺つてみるに、

元仁元年甲申自四月十八日於十禪師寶前百ヶ日之間毎日一部有如法經十種供養是靈山寺上人阿妙勸進三塔衆徒每年奉書百部經十ヶ年可滿千部云云 今日即被開日也導師聖覺法印後々供養請三塔能説爲導師毎日十種供養信人前座主僧正坊興善願令家長等勤之

閏七月九日百部如法經結願也天童十六人捧玉幡並十種供具奉傍行經所司二人爲引頭導之始自大宮廻宮々於十禪師傳供遂供養導師聖覺法印翌日奉如法堂結願之儀前座主大僧正沙汰也

とある。これによるに貞應三年(元仁元年)四月十八日より閏七月九日に至る百ヶ日法要中の導師は聖覺法印なり。

然れば、聖覺法印如何に如法にして法要説法に専心なりとはいへ、苟も三千の大衆集りて、念佛停止を決議せることを聞かざることは無からん。若し果して然らば、法印が上人の傳を修むる時に此を洩すこと非ざらん。十六門記の年代錯誤と合せて、余も亦十六門記作者が聖覺法印に非ずと疑ふ者なり。其れにしても、聖覺法印が、念佛停止の決議を聞知しつゝ、身は當時相當に認められたる地位にあり乍ら、これが緩和策を講せざりし理由を解せぬのであるが、余は又これにつきて左の如く考へたり。

先づ聖覺法印は、元祖の念佛には心服し、自身も亦念佛の信仰有りたるにせよ、法印は天台にありて説法を能くし、各宗に聘せられて隨機説法を爲せし所謂の八方美人に非ざりしか。果して然りとせば天台に在りし師は念佛停止の議喧囂なりしかぞそこよろしきやうに處置されしものならむか。或は又、元祖滅後の法印は淨土教徒の喧ましくいふ程淨土家に熱心ならざりしやも計られず。況んや衆議決せるもの到底一人半人の説の容れらるべく餘りに強固なりしならむ。他面又、恚うした想像も可能なるべし。即ち前掲の如く山門奏狀に言ふ所は、多く正流に取らざる破戒無殘なる徒輩の致すところにして、彼等が追捕は玉石の差別を致されることを夢みられたるか。けれども又、其昔大師御在世に弟子の連累に座せられ給ひし憂き目さへ

ありたるを見たる聖覺が茲に思ひ到らざる事はなからん。然れば此問題は、強いて念佛停止を好まざりしも時勢止むなく、自身内に念佛を修しながら、隨宜の行動と說法とをなせし師なりしならむと論ずるが庶かるべし。兎に角十六門記は少くとも改補されたるものにして悉く以て聖覺の筆に成るものとは信ずる能はざるなり。

第三段 嘉祿三年法難史料

滅後の法難度々に渉るも、大谷墳墓發掘に迄及びたることは、建永二年の御流罪と合せて元祖の二大法難といふべし。大師をして云はしむれば、或はより多くの人々に結縁せしむることを得ることの好機よと、怨に報ひる慈悲の言を聞かんも、其は大師の圓滿なる人格の流霧にして、史的現象としては法難に相違はなきなり。

史料綱文安貞元年(嘉祿三年)六月二十四日の條に、

比叡山僧徒法然房源空ノ墳墓ヲ毀ツ其徒遺骨ヲ擁シテ嗟峨ニ遁ル。明月記補遣、百鍊抄、高祖遺文錄、源空上人傳、大谷本願寺通記、淨土宗三祖言行錄、伽藍開基記、山城名勝志、天龍寺供養、山門喫訴一件、總本山知恩舊記採錄

(註)史料綱文京都帝國大學 史研究室寫本は前後の事實をも纏めて書けるものにて、隨て出典も前

後の者を博引す、何かの參考にもと存じ敢て書す)

六月二十八日 御遺骸を廣隆寺來迎房に移し奉る(勅傳)

六月二十九日 專修念佛事停廢宣下 左衛門權佐信盛高祖遺文錄。無動寺寫本(追

言ヲ添フ)

同 日 右執達 權大僧都 執當法印御房

七月五日 西刻 專修念佛行者遠流綸旨 右中辨賴隆奉(無動寺寫本 天台座主記

史料綱文 百鍊抄)

同 日 戊刻 右執達 權大僧都 執當法印御房 無動寺寫本

前二類の宣下各々年號を缺けり、後者七月五日は賴隆の輔任より、嘉祿三年と判定せしも、前者信盛は貞應二年正月六日に散位正五位下輔、同二十七日宮内少輔に、寛喜三年三月五日に右小辨に任せられ藏人を去る、又嘉禎四年四月十八日内藏頭正四位下輔去右大辨、曆仁二年正月二十四日任參木、と判るのみにて左衛門權佐任時を缺きたれば、年月を判定し難きが如きも、その文面より見るに、停廢宣下重疊といひ、任先符といふに至りては、建保貞應以後のことなるべく、尙、其追言に、不知實名兵衛入道事を不日關東に尋仰らるゝ由云々は、後者の賴隆奉宣追言と相前後し、連絡せることを思ひ、其の入道

のことを關東に交渉すると云ふは幕府に關係ある人に相違なし。然るに勅傳卷四十二に、「六月二十二日山門より所司專當をさしつかはして、廟堂を破却せんとす。こゝに六波羅の修理亮平時氏禁制のために使者をさしつかはす。頓宮の内藤五郎兵衛尉盛政法師西佛、子息一人相具してまかりむかふ。たとひ勅許ありといふことも、武家にあひふれらるべし。左右なく狼籍をいたすこと甚自由也。須く苛法の惡行を止めて、穩便の沙汰をいたすべし」とある事實と合致せり、故に前後兩者共に嘉祿三年なることを裏書せらるゝ譯なり。

七月六日 右辨官下 應早取進僧隆寬幸西空阿彌陀佛度緣事 左大史小槻宿禰判

左小辨藤原朝臣判 高祖遺文錄

(月日ヲ缺ク) 本政官符 五畿内諸國司 應宜停廢專修念佛興行 修理右官城使

正四位下行右中辨藤原朝臣 修理東大寺長官正五位下左大史兼備前權介

小槻宿禰 (同錄)

七月十一日 山門僧徒 專修念佛僧追放ヲ嗾訴ス (明月記)

七月十三日 專修念佛興行之輩可停止宣下 右中辨賴隆 天台座主大僧正御房政

所 (高祖遺文錄)

(月日ヲ缺ク) 隆寛對馬ニ改ム宣下 右中辨賴隆判 中納言、律師御房 (高祖遺文

錄)

九月二十三日 隆寛配所陸奥ヲ改メ對馬ニ 參議判 修理權亮殿 (同)

十月十五日 山門僧徒專修念佛僧ヲ追放シ選擇集滅版ノ事ヲ奏請ス 史料綱文所

引 皇帝紀抄 高祖遺文錄 本國寺年譜

同 十五日 關東ヨリ宣旨、御返事 武藏守判 相摸守判 掃部助殿修理、亮殿

十月二十日 成覺讚岐大手島ヲ輕廻實否相尋 參議範輔判 修理權亮殿

同日 專修念佛事 仰京畿七道永可被停止之由先日被宣下候畢 而諸國尙

有其聞云々 參議判 武藏守殿

かくの如く再三再四の法難ありて遂に翌安貞二年正月二十五日粟生野に於て茶毘に付せり、今の光明寺は其遺跡なり。されど現存の所謂法然上人石棺につきては學者の説あり。

第四段 其餘の法難記錄

嘉祿安貞の法難は實に痛棒なりとはいへ、勅傳翼讚によれば、御入滅翌年建保元年明

惠上人摧邪輪を造り、及び勅を蒙りて莊嚴記を作る彼記之といへるは叡慮を以て此宗の所立を破せしめ終に停止の沙汰に及べるならん、と建保の法難を註せらるゝも、尙淨土宗全書二十卷淨土宗史に大島泰信師は大日本史料により建保五年三月十八日の迫害ありしことを示さる、更に高祖遺文録によるに左の如し。

建保七年後二月四日 被下嵯峨院宣 清涼寺邊止住破戒不善專修念佛禁止 按察

使判 治部卿律師御房

同日 請文 權律師良曉

同日 八日 左辨官下 綱所 應下知諸寺執務人令糾斷專修念佛輩事 太史小槻

宿禰判

同日 二十二日 行之 右請文 綱所

されば建保年間には前後三回の念佛停止ありしと見るべし。

而して、貞應嘉祿の法辨を越えて滅後二十二年、嘉祿三年より七年即天福二年(文暦元年)教雅なるものあり、彼は花山院家經の子侍従を罷めて後出家して彌阿彌陀佛(一身阿彌陀二作)といひ、又念佛上人と號す。盛に男女を教化し房蕩風をなす。

六月三十日(百鍊様には七月二日に作る)朝廷教雅を遠流にし同行餘黨をして其

行を帝土の中に停廢し悉く洛陽之外に追却せしむ、但し或爲自行或爲化他於至心專念如法修行之輩者不在制限。藤原中納言權辨奉(高祖遺文錄所載)。とあり。然し明月記文暦元年七月十日丁未の條に彌阿彌陀佛入教雅聞流罪由忽隱居云云、茂平事歟、是又傾城等之所爲歟、と記述せり。

吾妻鏡によれば、其翌年即嘉禎元年七月二十四日 乙酉 稱念佛者 着黑衣之輩近年充滿都鄙、橫行所邦、宣旨雖及度々、未被對治、重可被宣下之由、可被申京都云々とあり。

其後五年して延應二年には、山門三千衆徒又々會議して、可早禁斷一向專修惡行事の事書のもとに專修念佛停禁を述べて最後に、縱雖片時不可令寄宿彼山類、縱雖一言不可聽受其邪說。若、又山門所部之内有專修興行之輩者 永處重科勿有寬宥と議して山門各寺に配布せしなり。尙同年五月十四日には、祇園執行に仰付けたる山門下知狀あり、其文中、京都往返の專修念佛の類ひ、在家稱名之所へは、犬神人イヌカミを遣はして停止せしむべしとて、公文尙當審賢の名を以て、祇園執行法眼御房宛に送り。尙、犬神人をして責めしむべき者の實名を示して、唯佛、智願、定眞、圓眞、正阿彌陀佛、名阿

彌陀佛、善慧、道辨、眞如堂は、狼籍之張本なり、又、唐橋油小路、並八條大御堂、六波羅總門の向ひ堂は、當時興行之所なりと一々擧示せり。

かくの如く百法念佛停止に手を盡せしも、正流異流の念佛は衰退すべくもなく、益々隆盛になれり。されば、此の後十九年を経たる正嘉二年二月十日には、自嘉祿元年至仁治御成敗之事、右自今以後に於ては三代の將軍並二位家御成敗に準じて御沙汰を改むるに及ばず、即ち念佛停廢を續行すべしと評定されたるものなり。

以上滅後法難として、建保、眞應、嘉祿、安貞、天福、文曆、嘉禎、延應、正嘉に渡り、即ち滅後の翌年より四十六年間に於ける記録を集めたり。尙此の間に南都よりの停止奏請もありしかど、今は其奏文のみ残り傳れど、年時を知らず、而して爾後日蓮宗より傍難をうけしことは、今は此を省きたり。

三 結

上來述べ來れる法難は、別に念佛一宗を立て隆盛となるに對する怨みが其の主にして、他面、罪人をも同じく彌陀の慈光に浴せしめんと力説せし點に對する、自他の誤解より來れるものなりとす。

立宗に對しての法難、即選擇本願念佛集を標榜するに對する法難は、我等元祖門流

の止むなく受くる處なれども、此に附隨せる罪惡宗教——更にいへば、破戒無戒なる故に停廢せんとの理由の下に、行はれたる法難といふは、元祖の眞意を知らざる即ち法然主義に違背せる者に對して行へる者なり。

されば、正しくいへば、我等には法難といふべきものはあらずして淘汰といふべきが寧ろ妥當なりとす。

然れども往々其れらの徒が門流を元祖に求めければ、其の罪が本源に溯りしことは、世間にあり得る事なり。此と共に、活氣ある新宗派の勃興に對する反感が動機なる時は、嘉祿の法難の如き大事にも至るなり。

而して從來念佛者追放として最も多く集めたるは、日蓮聖人(高祖)遺文録なりしも此は誰人も認むる通り、繼合せたる者なれば、年月不順なり。加ふるに現存せるものは略本なれば、廣本の見當らざる限り、前掲の無動寺寫本は、貞應嘉祿年間の記録を補ひ得る唯一の史料なり。

上來の所論素より杜撰、誤謬亦少からざるべし。然も敢て公表する所以のもの他に非ざる也。單一に江湖先輩の叱正を仰ぎ、後日補遺して完璧を期せむが爲めのみ。敢て請ふ、大方の諸彦、幸ひに示誨の勞を賜らんことを。(一〇、六、一五)